平成２３年（フ）第１６号
新潟県十日町市霜条659番地１
債務者　清水　　勇
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
新潟県長岡市今朝白３丁目15番３号
債務者　高橋　宏司
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
新潟県長岡市今朝白３丁目15番３号
債務者　高橋　順子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
新潟県長岡市今朝白３丁目15番３号
債務者　高橋テツ子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
新潟県見附市南本町１丁目８番34号
債務者　田中千恵子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
新潟県長岡市柏町２丁目５番17号
債務者　石田　園子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
名古屋市名東区牧の原１丁目330番地　藤和シティホームズ名東牧の原1502号
債務者　谷渕　笑子
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５号
名古屋市中川区荒子４丁目309番地
債務者　牧田　大吾
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３７号
名古屋市南区本城町１丁目59番地　ことぶき荘15号
債務者　稲葉　幹男（旧姓熊田原）
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４３号
愛知県尾張旭市旭台３丁目13番地12
債務者　安藤三記子
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６１号
愛知県春日井市勝川町２丁目13番地１　県営勝川住宅２棟401号
債務者　福岡るみえ
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７５号
名古屋市中区新栄３丁目35番２号　市営新栄荘１棟401号
債務者　山田　一鷹
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３６号
名古屋市西区城北町１丁目97番地
債務者　吉井　幸一
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０号
三重県伊勢市御薗町高向692番地
債務者　平賀よしゑ
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
三重県鳥羽市鳥羽３丁目30番25号
債務者　佐藤　綾香
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
岡山県倉敷市茶屋町早沖647番地11
債務者　藤原　早苗
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
岡山県倉敷市北畝２丁目６番27号
債務者　秋山美由紀
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
岡山県倉敷市西阿知町574番地１プリムローズ倉敷Ａ203
債務者　南里　健太
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係